### 平成30年度ガス事業監査の結果について

電力・ガス取引監視等委員会

ガス事業法第170条及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(以下「改正法」という。) 附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前のガス事業法(以下「旧ガス事業法」という。)第45条の2の規定に基づき、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者(以下「一般ガス導管事業者等」という。)(234社)に対して実施した平成30年度の監査結果の概要は以下のとおり。

#### 1. 監査の目的

監査は、事業の公益性に鑑み、ガス事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等(以下「法令等」という。)の規定に照らして事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もってガスの使用者の利益を保護するとともに、事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、平成30年度監査においては、重点監査項目として、平成29年4月からのガスの 小売全面自由化による制度改正を踏まえ、「託送供給収支の計算」、「託送供給に伴う禁止行 為」及び「約款の運用等」について、重点的に確認した。

### 2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として平成29事業年度の一般ガス導管事業者等の業務及び経理の状況を対象に、平成30年度中に実施したもの。

### 3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」という。)事務局の職員の中から事務局長が指定する者又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の中から経済産業局長が指定する者(以下「監査実施者」という。)が実施した。

#### ◆一般ガス導管事業者等

ガス事業法第171条第1項及び改正法附則第33条第1項の規定により、一般ガス 導管事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、ガス事業法第172条第1項及び改 正法附則第34条第1項の規定に基づき、一般ガス導管事業者等の事務所及び営業所等 においての監査及び書面による監査を実施した。

#### 4. 監査の内容

### ◆一般ガス導管事業者等に対する監査

#### ①約款の運用等に関する監査

一般ガス導管事業者が行う託送供給約款(承認一般ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件)及び最終保障供給約款の運用、特定ガス導管事業者が行う託送供給約款(承認特定ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件)の運用、ガス製造事業者が行うガス受託製造約款の運用並びに旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う指定旧供給区域等小売供給約款の運用に関する事項

### ②財務諸表に関する監査

ガス事業会計規則(昭和29年通商産業省令第15号)で定めるところに従って一般 ガス導管事業者等が行う会計の整理に関する事項

### ③部門別収支に関する監査

みなしガス小売事業者部門別収支計算規則(平成29年経済産業省令21号)で定めるところに従って旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

### ④託送供給収支に関する監査

ガス事業託送供給収支計算規則(平成29年経済産業省令第23号)で定めるところに従って一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が行う託送供給収支の計算に関する事項

#### ⑤託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為に関する監査

ガス事業法第54条及び第80条の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的 取扱いの禁止に関する事項

### 5. 監査の結果の取扱いの状況

### ◆一般ガス導管事業者等

### (1) 総論

平成30年度において実施した監査の結果については、監査実施者から338件の指摘事項の報告があり、委員会で内容を確認した結果、ガス事業法第178条第1項及び改正法附則第37条第1項の規定に基づく一般ガス導管事業者等に対する勧告並びにガス事業法第179条第1項及び改正法附則第38条第1項の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、今後の事業実施に対する事業者の自主的改善を促す観点から、110事業者に所要の指導を行った。

### (2) 監査の実施状況

### 【一般ガス導管事業者等】

	監査実施部局	本 省	北海道	東北	関東	中部	北陸
被	皮監査事業者数	28	10	36	91	9	4
	現地立入監査実施箇所数	12	11	19	29	10	4
	書面監査実施数	16	1	17	63	_	_
	監査実施部局	近 畿	中国	四 国	九州	沖縄	合 計
被	監査実施部局 監査事業者数	近畿 20	中 国	四 国	九 州	沖 組 1	合 計 234
- 初			· —		, .	沖 租 1 1	

※ 被監査事業者数は、同一事業者に対し本省及び経済産業局の両者が監査を実施したケース等があるため、現地立入監査実施箇所数とは一致せず、合計は234になる。

### (3) 指摘事項の状況

監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり (詳細は別紙のとおり)。

(単位:件)

	件数
① 約款の運用等に関する監査	_
② 財務諸表に関する監査	
<例> ・「需要開発費」の計上誤り ・「役員給与」及び「給料」の計上誤り	3 1
<ul><li>③ 部門別収支に関する監査</li><li>&lt;例&gt;</li><li>・「需要開発費」の計上誤り</li><li>・「役員給与」及び「給料」の計上誤り</li><li>・固定資産配賦係数及び減価償却費の算定誤り</li></ul>	5
<ul><li>④ 託送供給収支に関する監査</li><li>&lt;例&gt;</li><li>・自社託送収益の算定誤り</li><li>・機能別配賦係数の算定誤り</li><li>・超過利潤計算書における想定原価と実績費用の乖離額の算定誤り</li></ul>	3 0 2
⑤ 託送供給に伴う禁止行為に関する監査	_
合 計	3 3 8

### 関 係 条 文

- ○ガス事業法(昭和29年法律第51号)[抜粋] (禁止行為等)
- 第54条 一般ガス導管事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 託送供給の業務に関して知り得た他のガスを供給する事業を営む者(次号及び第80 条第1項において「ガス供給事業者」という。)及びガスの使用者に関する情報を当該 業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
  - (2) その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務について、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。
- 2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般ガス導管事業者 に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(禁止行為等)

- 第80条 特定ガス導管事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 託送供給の業務に関して知り得た他のガス供給事業者及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
  - (2) その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務について、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。
- 2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、特定ガス導管事業者 に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(監査)

第170条 経済産業大臣は、毎年、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造 事業者の事業の監査をしなければならない。

(報告の徴収)

第171条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者若しくはガス製造事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

(略)

(立入検査)

第172条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の営業所、事務所そ

の他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 (略)

(勧告)

- 第178条 委員会は、第189条第1項又は第2項の規定により委任された第170条、第 171条第1項又は第172条第1項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適 正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、ガス事業者に対し、必要な勧告をす ることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。 (略)
- 第179条 委員会は、第189条第1項又は第2項の規定により委任された第170条、第 171条第1項又は第172条第1項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適 正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧 告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでな い。

(略)

(権限の委任)

第189条

(略)

- 2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第170条の規定による権限、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者に対する第171条第1項の規定による権限(前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。)並びにガス事業者に対する第172条第1項の規定による権限(前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。)を委員会に委任することができる。
- 3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

- 5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の 一部を経済産業局長に委任することができる。 (略)
- ○電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号) [抜粋] (旧一般ガスみなしガス小売事業者の供給義務等)
- 附則第22条 みなしガス小売事業者(附則第12条第1項第1号及び第2号に掲げる者に限る。以下「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。)は、当分の間、正当な理由がなければ、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る第5号旧ガス事業法第6条第2項第3号の供給区域又は供給地点であって、ガス小売事業者(第5号新ガス事業法第2条第3項に規定するガス小売事業者をいう。附則第28条第1項において同じ。)間の適正な競争関係が

確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内又は供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの(以下「指定旧供給区域等」という。)における一般の需要であって次に掲げるもの以外のもの(次条第2項において「指定旧供給区域等需要」という。)に応ずるガスの供給を保障するためのガスの供給(以下「指定旧供給区域等小売供給」という。)を拒んではならない。(略)

4 旧一般ガスみなしガス小売事業者については、第5号旧ガス事業法第7条、第10条、第11条、第13条から第15条まで、第17条第3項から第10項まで、第18条から第20条まで、第26条、第26条の2、第45条の2、第47条の6、第48条、第49条、第50条及び第52条の2第4項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、旧一般ガスみなしガス小売事業者が第1項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)

(みなしガス小売事業者に対する報告の徴収)

附則第33条 経済産業大臣は、附則第22条から第25条までの規定の施行に必要な限度に おいて、政令で定めるところにより、旧一般ガスみなしガス小売事業者に対し、その事業に 関し報告をさせることができる。

(略)

(みなしガス小売事業者に対する立入検査)

附則第34条 経済産業大臣は、附則第22条から第25条までの規定の施行に必要な限度に おいて、その職員に、旧一般ガスみなしガス小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に 立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 (略)

附則第37条 委員会は、附則第41条第1項又は第2項の規定により委任された附則第33 条又は第34条第1項若しくは第2項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適 正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなしガス小売事業者に対し、必要 な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限り でない。

(略)

附則第38条 委員会は、附則第41条第1項又は第2項の規定により委任された附則第33 条又は第34条第1項若しくは第2項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適 正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告を することができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。 (略)

附則第41条

(略)

- 2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第33条並びに第34条第1項及び第 2項の規定による権限(前項の政令で定める規定に関するものを除く。)を委員会に委任す ることができる。
- 3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかにその結果について経済産業大臣に報告するものとする。 (略)
- 5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の 一部を経済産業局長に委任することができる。 (略)
- ○電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置 に関する政令(平成29年政令第40号)[抜粋] (権限の委任)
- 第38条 経済産業大臣は、改正法附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第5条の規定による改正前のガス事業法第45条の2の規定による権限を電力・ガス取引監視等委員会(以下この条において「委員会」という。)に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。
- 2 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。
- 3 第1項の規定により委員会に委任された権限は、指定旧供給区域等(改正法附則第22条 第1項に規定する指定旧供給区域等をいう。)を管轄する経済産業局長が行うものとする。 ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。 (略)
- ○改正前のガス事業法(昭和29年法律第51号)[抜粋] (監査)
- 第45条の2 経済産業大臣は、毎年、一般ガス事業者及びガス導管事業者の事業の監査をしなければならない。

	平成30年度ガス事業監査結果(本省及び経済産業局)					
No.	監査項目	件名	検出事項の概要 発見された事実	要 指導内容	根拠規定(注)	
1~3	託送収支 財務諸表 部門別収支	「需要開発費」の計 上誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づく適正な計算が行われていない託送収支計算書等が公表されていたことを、監査実施前に事業者が自ら検出し、当委員会に自己申告した。その内容は以下のとおりである。 ①託送収支計算書の「需要調査・開拓費」に、「需要開発費」に係る費用が誤って計上されていた。 ②託送収支計算書の「その他経費」に計上すべき導管部門における需要開発費について、一部計上漏れがあった。	ガス事業会計規則、ガス事業託送供給収支計算規則及びみなしガス小売事業者部門別収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業会計規則別表第1 ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2. (1) みなしガス小売事業者部門別 収支計算規則別表第1 2. (1)、(2)、4	
4	託送収支	「ガス過不足精算」 の算定誤り	託送収支計算書の「その他託送収益」に含まれるガス過不足精算について、託送供給約款に基づき適切な算定が行われていなかった。 具体的には、託送供給約款「ガスの過不足の精算」では、「特定の託送供給依頼者の過不足ガス量が月別受入ガス量の5%(約款附則の経過措置規定により、平成29年度は10%)を超過」した場合の精算額は、託送供給依頼者が「起因者」に該当する場合にあっては、CIF価格を用いて算定する旨規定されているところ、誤って「起因者以外」に該当した場合に用いる「実費相当額」により算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき、適 正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 1. (5) 託送供給約款 (ガスの過不足の精算)	
5	託送収支	「事業税」の算定誤 り	託送収支計算書の「事業税」について、ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき適切な算定が行われていなかった。具体的には、ガス事業託送供給収支計算規則等において「事業税(中略)は、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦」とされており、当該「託送収益」については、「課税標準から購入ガス費や事業者間精算費(補償料を含む。)等に相当する額を控除している事業者にあっては(中略)「託送収益」から当該相当額(中略)を控除する」旨整理されているところ、事業税の課税標準から事業者間精算費を控除しているにもかかわらず、「課税標準となる収入に対する託送収益の比率」の算定における託送収益から「事業者間精算費」を控除せずに算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき、適 正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2. (4)	
6	託送収支	事業者ルールの届け 出漏れ	特別利益のうち、各機能に直課できない分の各機能への配賦において、ガス事業託送供給収支計算規則で定める「料金収入比」とは異なる「機能別金額比」により配賦を行っていたが、事業者ルールの届出が行われていなかった。また、当該比率を用いて配賦している特別利益の大半は固定資産売却益であり、用いる比率としては「機能別金額比」よりも「固定資産金額比」の方が適切であった。	各機能に直課できない固定資産売却による特別利益については、事業者ルールを届け出たうえで「固定資産金額比」により各機能に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則第6条	
7	託送収支	託送収益明細表の記 載誤り	託送収支計算書(託送収益明細表)の託送収益合計の「単価」欄に ついて、記載が漏れていた。	ガス事業託送供給収支計算規則等に基づき、適正に記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則様式第1	
8~10	託送収支 財務諸表 部門別収支		財務会計における「役員給与」及び「給料」の費用計上額の誤算定により、託送収支計算書の費用計上額を誤って計算していた。また、関係部署間において、適切な託送収支計算書を作成するために必要な情報共有がなされていないなど、内部統制が十分なものとなっていなかった。	託送収支計算書の作成において、正しい財務会計値を もって計算を行うべきである。また、適切な託送収支 計算書を作成する上で、関係部署間で必要な情報共有 を行うなど、内部統制の見直しを行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則第2条 ガス事業法第59条 ガス事業会計規則第2条第4項 第4号 みなしガス小売事業者部門別 収支計算規則第2条第1項	
11	託送収支	託送収支計算書の償 却分区域外工事負担 金収入の計上誤り	託送収支計算書の「その他託送供給関連収益」の内訳で整理する 「(償却分区域外工事負担金収入)」に区域内工事負担金収入額も 含めて計上していた。ただし、内訳で整理する金額の表示上の誤り であり収支そのものに与える影響はない。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、償却分区域 外工事負担金収入の集計を適正に行い、その他託送供 給関連収益の内訳に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (7)	
12	託送収支	託送収支計算書の脚 注の記載漏れ	区域外工事負担金収入額を当期に一括して整理せず、導管に係る資産額において事業者が採用している減価償却の計算方法及び法人税法の定める耐用年数により分割して整理するものとした場合には、当該額を「その他託送供給関連収益」の内訳(償却分区域外工事負担金収入)で整理し、その旨を脚注として記載する必要があるが、この記載が漏れていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に託送 収支計算書の脚注の記載を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 様式第1 (注) 2.	
13	託送収支	補償料等収入の計上 誤り等	ガス事業託送供給収支計算規則に基づく適正な計算が行われていない託送収支計算書等が公表されていたことを、監査実施前に事業者が自ら検出し、当委員会に自己申告した。その内容は以下のとおりである。 ①補償料等収入として計上されるべき「高倍率割引料金」に係る未達補償料について、「その他託送供給関連収益」のうち「補償料等収入」への計上漏れがあった。 ②超過利潤計算書の「想定原価と実績費用の乖離額」を算定する際、想定原価の算定において託送供給関連部門総原価に原価算定時に控除した事業者間精算収益を加算すべきところ、実績額を加算していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に計上 すべきである。	①ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.(5)②ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.(6)	
14	託送収支	「託送供給関連収 益」の計上誤り	業務内容が託送供給関連ではない消費機器の定期保安業務を、託送 供給関連収益として誤って計上していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.(5)	
15	託送収支		託送収支計算書の「その他託送収益」について、料金原価(控除収益)に織り込まれている導管の賃貸料収入の実績があるにもかかわらず、計上されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送供給に 係る収益を適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5)	
16	託送収支	「事業税」の算定誤 り	託送収支計算書の「事業税」について、ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき適切な算定が行われていなかった。具体的には、ガス事業託送供給収支計算規則等において「事業税(中略)は、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦」とされており、当該「託送収益」については、「課税標準から購入ガス費や事業者間精算費(補償料を含む。)等に相当する額を控除している事業者にあっては(中略)「託送収益」から当該相当額(中略)を控除する」旨整理されているところ、事業税の課税標準となる収入から事業者間精算費及び託送料を、託送収益から事業者間精算費をそれぞれ控除せずに算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき、適 正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2. (4)	

No.	監査項目	件名	平成30年度カク事業監査結果(本1 検出事項の概要 発見された事実		根拠規定(注)
17	託送収支	「運転資本」の算定 誤り	託送資産明細表の「運転資本」の算定において、営業費総額から控除する現金支出を伴わない費用(固定資産除却差損)の算定誤りにより、運転資本の計上額に誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第2 2.
18	託送収支	合理的でない託送資 産の算定	託送資産明細書の「設備勘定(有形)」の算定において、各機能に 直課できない資産の各機能への配賦方法が、固定資産帳簿価額比の 算定と異なるなど、合理的な算定となっていなかった。具体的に は、製造費、供給・販売費及び一般管理費(以下「項目」という) の固定資産帳簿価額を各機能に配賦する際、各機能に直課できない 土地・建物等の資産について、各項目ごとの機能別直課比により各 機能に配賦すべきところ、項目全ての機能別直課比により各機能に 配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第2 1.
19	託送収支	「自社託送収益」の計上漏れ	託送収支計算書の「自社託送収益」の算定において、本来、自己託 送分として計上すべき附帯事業に係る託送収益について、一部計上 漏れがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)
20	託送収支	社内取引に係る補償 料収入の算定誤り	「その他託送供給関連収益」のうち、社内取引に係る補償料収入の 算定に当たり、託送供給約款を基にバーチャル計算を行うべきであ るが、小売供給約款の補償料メニューを基に託送相当分を算定して いた。	チャル計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (5)※
21	託送収支	「自社託送収益」の うち自己託送分の計 上漏れ	自社が使用するガスについて、自己託送(自社ネットワーク部門以外が使用するガス)と自家消費(自社ネットワーク部門が使用するガス)に区分し、そのうち自己託送に区分したものを「自社託送収益」に計上すべきであるが、この計上が漏れていた。	自己託送分を適正に算定し、自社託送収益に計上すべ きである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 1. (2)
22	託送収支	社内取引に係る需給 調整費の算定誤り	社内取引に係る需給調整費の算定(託送料金原価に織り込んだ需給調整費単価×必要調整力)に当たり、必要調整力を直近の託送料金原価に織り込んだ原価算定期間計(3ヶ年)の値をそのまま用いて算定しており、託送収支計算期間相当分(平成29年4月~12月分)への補正を行っていなかった。	必要調整力を精査の上、社内取引に係る需給調整費の 算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 2.
23	託送収支	供給販売費の機能別項目への配賦誤り	供給販売費の各費目について、機能別展開を行うプロセス上、第一次配賦にて「供給販売部門管理」機能に整理された金額を、第二次配賦にて「供給販売部門管理」機能を除く各機能に再配賦するが、以下の配賦誤りがあった。 ①第二次配賦にてネットワーク部門の各機能にのみ再配賦すべき固定資産税及び修繕費の「供給販売部門管理」機能の金額を非ネットワーク部門の機能にも配賦していた。 ②第一次配賦にてネットワーク部門及び非ネットワーク部門の機能に配賦すべき固定資産除却費及び減価償却費の金額を「供給販売部門管理」機能に配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に供給 販売費の機能別項目への配賦を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 2. (2)①
24	託送収支		一般管理費の機能別項目への配賦に当たり、「社内監査関連」のコストプールに整理される労務費を「一般管理」のコストプールに誤って集計していた。これにより本来と異なるコストドライバーで機能別項目への配賦が行われていた。	コストプールの整理を適正に行い、一般管理費の機能 別項目への配賦を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 2. (2)② ※
25	託送収支	事業税の算定におけ る託送収益比率の算 定誤り	事業税の配賦比率として用いる「課税標準となる収入に対する託送収益の比(託送収益/課税標準となる収入)」の算定において、分子たる託送収益に「その他託送供給関連収益」を含めていなかった。これにより本来と異なる比率で事業税の配賦が行われていた。	課税標準となる収入に対する託送収益の比を適正に算 定し、事業税の配賦を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)※
26	託送収支	料金収入比の算定誤 り		科金収入氏を適比に昇正し、賃金連用に係る呂美外収 ★RANKERENT OF THE ACT OF TH	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 3. (1)及 び(4)※
27	託送収支		12月決算事業者であり、旧ガス事業託送供給収支計算規則(平成16年経済産業省令第102号)に基づく託送費用(平成29年1月~3月分)と新ガス事業託送供給収支計算規則(平成29年経済産業省令第23号)に基づく託送費用(平成29年4月~12月分)の合計を算定する必要があるが、新ガス事業託送供給収支計算規則に基づき事業年度の託送費用を算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に託送 費用の算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 第3条※
28	託送収支	一般管理費の機能別 配賦係数のうち人員 比の算定誤り	一般管理費の機能別配賦係数のうち人員比の集計において、需要家の保安に係る費用(内管保安費用)におけるネットワーク部門の人員数と需要家の保安に係る費用(消費機器に係る保安費用)における非ネットワーク部門の人員数を入れ違えて人員比を算定していた。これにより本来と異なる人員比で機能別項目への配賦をしていた。	機能別配賦係数の集計を適正に行い、一般管理費の機能別項目への配賦を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)②
29	託送収支	託送資産明細表(運 転資本を除く)の算 定誤り	託送資産(運転資本を除く)を期首期末平均により算定することとしている12月決算事業者であり、旧ガス事業託送供給収支計算規則(平成16年経済産業省令第102号)に基づく期首残高と新ガス事業託送供給収支計算規則(平成29年経済産業省令第23号)に基づく期末残高の平均を算定する必要があるが、新ガス事業託送供給収支計算規則に基づき期首期末平均を算定していた。		ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.※

30 託送収支 託送資産明細書の運 て、供給販売 会費目につい 「供給販売部質」の算定誤り 「供給販売部」(供給販売部では、「供給販売部)(供給販売部)(共給販売部)(共給販売部)(共給販売部)(共給販売部)(共給販売部)(共給販売部)(共給販売部)(共給販売部)(共給販売部)(共給販売部)(共給販売部)(対している))(対している))(対している))(対している)(対している))(対している)(対している))(対している))(対している)(対している)))(対している))(対している))(対している))(対している))(対している))(対している))(対している))(対している))(対している))(対している))(対している))(対している))(対しないる))(対している)))(対している))(対している))(対している))(対している))(対している))(対している))(対している))(対している)))(対している))(はている))(対している))(はている))(はないる))(はないる))(はないる)(はないる)(はないる)(はないる))(はないる))(はないる))(はないる)(はないる)(はないる)(はないる)(はないる)(はないる)(はないる))(はないる))(はないる)(はないる))(はないる))(はないる))(はないる))(はないる))(はないる))(はないる))(はないる))(はないる))(はないる))(はないる))(はないる))(はないる))(はないる))(なりないる))(はないる))(はないる))(はないる))(はないる))(はないる))(はないる))(はないる))(はないる))(ないる))(はないる))(はないる))(はないる))(はないる))(はないる))(はないる))(はないる))(はないる))(はなりなりの))(はないる))(はないる))(はないる))(はないる))(はないる))(はないる))(はないる)(はなりのもの))(なりのしないる))(はないる))(はなりのものののしないる。)(はないるのもののののののののののののののののののののののののののの	発見された事実 田書の運転資本の控除項目 (機械修繕費) の算定におい	指導内容	根拠規定(注)
30 託送収支 記送資産明細書の運 て、供給販売 会費目について (共給販売部) では、供給販売部 (共給販売部) では、供給販売部 (共給販売部) では、「供給販売部			ļ.
界だりへさる	記費の機能別展開における第二次配賦後(供給販売費の いて、機能別展開を行うプロセス上、第一次配賦にて β門管理」機能に整理された金額を、第二次配賦にて β門管理」機能を除く各機能に再配賦する)の値により 2 ころ、第一次配賦後の値により算定していた。	控除費用の抽出を適正に行い、運転資本の控除項目の 算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第2 2.
超過利潤累積額管理 表のうち当期超過利 額管理表の当期 潤累積額及び当期乖 降の値となる り	章の期中に託送料金を改定しているため、超過利潤累積 当期超過利潤累積額及び当期乖離額累積額も当該改定以 うよう補正する必要があるが、これを行っていなかっ	託送料金の改定を踏まえ、適正に超過利潤累積額管理 表における当期超過利潤累積額及び当期乖離額累積額 の算定を行うべきである。	
い託送収支制 が自ら検出し で記送収支 で記送収支支 登業外費用の内訳の 整理先誤り等 営業外費用の内訳の 整理先誤り等 ②記送資金 りま送資留の の 3内の部留保相当	会供給収支計算規則に基づく適正な計算が行われていな 計算書等が公表されていたことを、監査実施前に事業者 、当委員会に自己申告した。その内容は以下のとおり 計算書の「その他」に整理する営業外費用を「雑支出 でいた。これにより超過利潤計算書、超過利潤累積額 別部留保相当額管理表にも影響が生じる。 別細書の「設備勘定(有形)」の整理において、非ネッ 別の機能に直課する金額の計上漏れがあった。これによ の金額にも影響が生じる。 間当額管理表の「前期末内部留保相当額」は、前年度の 当額管理表における「当期内部留保相当額」の数値を転 に入、誤った数値を記載していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に収支を整理の上、公表を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 第2条※
33 託送収支 託送収益明細表の公表漏れ 託送収支計算た。	章書のうち「託送収益明細表」が公表されていなかっ	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に託送 収益明細表の公表を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 第8条第3項
	田書(運転資本を除く)の金額の算定方法(期首期末平 表高の額)の脚注の記載が漏れていた。		ガス事業託送供給収支計算規 則 様式第2 (注) 2.
35 託送収支 超過利潤累積額管理 書の本支管投表の脚注の記載漏れ の期首期末平	責額管理表の「一定水準額」の額の適用(託送資産明細 设資額実績表中「直近実績」の5年平均額又は託送資産 Z均額若しくは期央残高に事業報酬率を乗じて得た額)	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に超過 利潤累積額管理表の「一定水準額」の額の適用の脚注 の記載を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 様式第3第2表(注) 1.
36 託送収支 託送収益明細表の記 託送収支計算 載誤り 記述で記載	章書のうち託送収益明細表に記載の託送収益合計単価を	託送収支計算書の様式に従い記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則様式第 1
37   託送収支   賃金調達に係る呂来   営業外費用」	送供給収支計算規則別表第1 3.(5)「資金調達に係る は、固定資産金額比を用いてガス事業に係る費用を計 Eしているが、料金収入比を用いて計算していた。	ガス事業託送収支計算規則に従い、固定資産金額比を 用いて計算すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 3.(5)
38 託送収支 事業者間精算収益の 計上誤り 事業者間精算収益の た。また、当があった。	算収益に計上すべき収益分が、託送収益に計上されてい 当該収益の算定に用いる単価及び契約最大時間量に誤り	ガス事業託送供給収支計算規則等の規定に基づき、適 正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 1.(3)
規則等の規定 は、ガス事業 は、課税標当 は、課税等 かで事業者間 いる事業者間精算 収入に対する	算書の「事業税」について、ガス事業託送供給収支計算 Eに基づき適切な算定が行われていなかった。具体的に 達託送供給収支計算規則等において「事業税(中略) 進となる収入に対する託送収益の比によって配賦」とさ 指該「託送収益」については、「課税標準から購入ガス 同精算費(補償料を含む。)等に相当する額を控除して たる」「主整理されているところ、事業税の課税標準から 「管整理されているところ、事業税の課税標準となる が「課税標準となる が「課税標準となる が「課税標準となる が「課税標準となる が「課税標準となる が「課税標準となる が、「課税標準となる が、「課税標準となる が、「課税標準となる が、「課税標準となる が、「課税標準となる が、「課税標準となる が、「課税標準となる が、「課税標準となる が、「課税標準となる が、「課税標準となる が、「課税標準となる が、「課税標準となる が、「課税標準となる が、「課税標準となる が、「課税標準となる が、「課税標準となる が、「課税標準となる が、「課税標準となる が、「課税標準となる。)	託送収支に計上すべき事業税の算定において、課税標準から控除すべき事業者間精算費分を控除し、適正に 算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.(4)
	算書のうち託送収益明細表に記載すべき自社託送収益単 れていなかった。	託送収支計算書の様式に従い記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則様式第 1
41 託送収支 託送資産明細書の記すべきところ	田書のうち建設仮勘定について、期首期末平均値を記載 ら、期末残高を記載していた。また、その算定方法につ 記載すべきところ記載が漏れていた。	託送資産明細書の様式に従い記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則様式第 2
42 託送収支 設備勘定(有形)の 算定誤り 設備勘定(有	<b>訂形)を取得原価により算定していた。</b>	毎事業年度決算確定値をもとに、期首期末平均又は期 央残高の帳簿価額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第2 2.
43 託送収支 建設仮勘定及び無形 固定資産の算定誤り 建設仮勘定及	なび無形固定資産を期末残高により算定していた。	毎事業年度決算確定値をもとに、期首期末平均又は期 央残高の帳簿価額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第2 2.
44 託送収支 自社託送収益の算定 自社託送収益た。	ないで、平成28年度の売上高により算定してい ないで、平成28年度の売上高により算定してい	平成29年度の売上高により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 1. (2)

No.	監査項目	件名	発見された事実		根拠規定(注)
45	託送収支	設備勘定 (有形) の 算定誤り	設備勘定(有形)について、改正前ガス事業法におけるガス小売料 金改定の際のレートベースにより算定していた。	当該事業者は、託送供給約款制定の不要承認を受け、 託送供給料金が存在しないことから、設備勘定(有 形)については、期首期末平均又は期央残高の帳簿価 額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
46	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本が計上されていなかった。	運転資本については、右記の根拠規定に基づき適正に 算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第2 2.
47	託送収支	雑収入の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定過程における営業外収益・費用に係る 機能別原価項目金額比の算定が合理性を欠いていた。	当該算定過程における営業外費用を適正に計上して、機能別原価項目金額比を算定し、雑収入を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (2)
48	託送収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数の算定に当たり、託送供給関連部門に 配賦する係数の算定が合理性を欠いていた。	託送供給に特定すべき費用を適切に計上した上で、固 定資産金額比及び導管延長比に係る機能別配賦係数を 算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)
49	託送収支	雑収入の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定過程における営業外収益・費用に係る 機能別原価項目金額比の算定が合理性を欠いていた。	当該算定過程における営業外費用を適正に計上して、機能別原価項目金額比を算定し、雑収入を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 3. (2)
50	託送収支	内部留保相当額管理 表上の前期末内部留 保相当額の算定誤り	内部留保相当額管理表の前期末内部留保相当額を零として計上して いた。	前期末内部留保相当額には、公表した直近の当期内部 留保相当額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第3 4. (1)
51	託送収支	内部留保相当額管理 表上の前期末内部留 保相当額の算定誤り	内部留保相当額管理表の前期末内部留保相当額を零として計上して いた。	前期末内部留保相当額には、公表した直近の当期内部 留保相当額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第3 4. (1)
52	託送収支	建設仮勘定の算定誤り	建設仮勘定が計上されていなかった。	毎事業年度決算確定値をもとに、期首期末平均又は期 央残高の帳簿価額によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第2 2.
53	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本の算定過程において、託送供給に特定すべき費用を適正に 計上していなかった。	運転資本については、右記の根拠規定に基づき適正に 算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第2 2.
54	託送収支	法人税等の算定誤り	税引前託送供給関連部門当期純損失を生じているにもかかわらず、 法人税等が零として計上されていなかった。	法人税等については、右記の根拠規定に基づき適正に 算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (9)
55	託送収支	内部留保相当額管理 表上の前期末内部留 保相当額の算定誤り	内部留保相当額管理表の前期末内部留保相当額を零として計上していた。	前期末内部留保相当額には、公表した直近の当期内部 留保相当額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第3 4. (1)
56	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費及び供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数及び固定資産金額を誤っていた。	算入すべき社員数及び固定資産金額を精査の上、計算 を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
57	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益 の比により。計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
58	託送収支	ガス事業に係る費用の整理誤り	特別損失のうちガス事業に係る費用を整理する際に、本支管充当分を誤って除外していた。	ガス事業に係る費用の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 3.
59	託送収支	託送資産の運転資本 の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定を 行っていない。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべき である。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第2
60	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用を誤っていた。	算入すべき費用を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
61	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比 によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益 の比により。計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.

			検出事項の概要	要	
No.	監査項目	件名	発見された事実	指導內容	根拠規定(注)
62	託送収支	託送資産の運転資本 の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定を 行っていない。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第 2
63	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費及び供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠と なる社員数を誤っていた。	算入すべき社員数を精査の上、計算を行うべきであ る。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
64	託送収支	託送費用の算定誤り	製造用のホルダー費用を含めて算定していた。	ガス事業に係る費用の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
65	託送収支		託送収益の算定根拠とすべき託送供給関連原価単価に、その他工場 (導管の圧力制御に関する費用に限る。)以外のその他工場原価を 含めて誤って算定していた。併せて託送供給量も誤っていた。	省令に基づき、託送供給関連原価単価を精算の上、計算を行うべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算 規則別表第1 1. ※
66	託送収支		製造費、供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、 配賦すべき費用及び算定方法を誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算 を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
67	託送収支	事業税の算定方法の 誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により。計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
68	託送収支	託送資産の運転資本 の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定を 行っていない。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべき である。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第 2
69	託送収支	自社規制需要家から の託送収益の算定誤 り	託送収益の算定根拠とすべき託送供給関連原価単価に、事実が無い LNG圧送原価を含めて誤って算定していた。	省令に基づき、託送供給関連原価単価を精算の上、計算を行うべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算 規則別表第1 1. ※
70	託送収支		製造費、供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用及び算定方法を誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算 を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
71	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比 によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益 の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
72	託送収支	託送資産の運転資本 の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定を 行っていない。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべき である。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第 2
73	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用及び算定 方法を誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算 を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
74	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
75	託送収支		製造費、供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、 配賦すべき費用及び算定方法を誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算 を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
76	託送収支	事業税の算定方法の 誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比 によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
77	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦すべき費用を誤っていた。	算入すべき費用を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
78	託送収支	ガス事業に係る費用 の整理誤り	ガス事業に係る費用を整理する際に、租税課金の費用を誤っていた。	ガス事業に係る費用の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
79	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、貸倒償却 の配賦先が誤っていた。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.

			検出事項の概要	Ę.	
No.	監査項目	件名	発見された事実	指導内容	根拠規定(注)
80	託送収支		託送収益の算定根拠とすべき託送供給関連原価単価に、その他工場 (導管の圧力制御に関する費用に限る。)以外のその他工場原価を 含めて誤って算定していた。	省令に基づき、託送供給関連原価単価を精算の上、計算を行うべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算 規則別表第1 1. ※
81	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費及び供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠と なる社員数及び固定資産金額を誤っていた。	算入すべき社員数及び固定資産金額を精査の上、計算 を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
82	託送収支	託送資産の算定漏れ	託送資産の算定を行っていない。	省令に基づき、託送資産の算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第 2
83	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数を誤っていた。	算入すべき社員数を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
84	託送収支	託送資産の算定誤り	中間圧ガスホルダー、昇圧用コンプレッサー及びガバナーを需要家 共通の資産として誤って整理していた。	託送資産の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第 2
85	託送収支	ガス事業に係る費用の整理誤り	ガス事業に係る費用を整理する際に、修繕費の費用を誤っていた。	ガス事業に係る費用の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
86	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費、営業外収益・費用及び特別利益・損失の機能別原価へ配賦 する際、配賦先誤りや配賦漏れがあった。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
87	託送収支		託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定に 誤りがあった。		ガス事業託送供給収支計算規 則別表第 2
88	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費及び供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠と なる社員数及び固定資産金額を誤っていた。	算入すべき社員数及び固定資産金額を精査の上、計算 を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
89	託送収支	本支管投資額の算定 誤り	本支管以外の投資額を算入する誤りがあった。	本支管投資額のみ計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第 2
90	託送収支	事業者が定める算定 方法一覧表の記載漏 れ	資金調達に係る営業外費用、営業外収益の雑収入について、事業者 の定める算定方法に漏れがあった。	適正かつ合理的な範囲内で定めた算定方法のすべてを 届出するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則第6条
91	託送収支	託送資産の運転資本 の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、託送料金届出時の費用と一致しない営業外費用項目を含めて誤って算定していた。	算入すべき営業外費用を精査の上、計算を行うべきで ある。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第 2
92	託送収支	託送収益の算定誤り	H29.1.1~3.31のガス供給量が245 (千m3) であるが、年間の供給量704 (千m3) により算定されており、H29.4.1~12.31のガス供給量が459 (千m3) であるが、年間の供給量704 (千m3) により算定されていた。	1/1~3/31のガス供給量及び4/1~12/31のガス供給量のそれぞれで託送収益を計算するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 1.
93	託送収支		製造費、供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、 配賦すべき費用及び算定方法を誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算 を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
94	託送収支	外収益及び特別利益	託送収益(3ヶ月分又は9ケ月分)の占める売上高(1年分)の料金収入比により、資金運用に係る営業外収益及び特別利益を誤って 算定していた。		ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 3.
95	託送収支	省令に基づく公表の 遅延	12月決算事業者であるにも関わらず、7月20日に公表したもの。 (2月程遅延)	事業年度経過後4月以内に公表するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則第8条
96	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費、供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、計算規則によらない方法(原料費へ事業者間精算費を加算、加熱燃料費へ使用ガス費を加算、事業者間精算費の誤計上等)により算定していた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算 を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
97	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り			ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.

			検出事項の概要	Ħ Y	
No.	監査項目	件名	発見された事実	指導內容	根拠規定(注)
98	託送収支	託送資産の運転資本 の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、供給販売費及び一般管理費の控 除項目の算定に誤りがあった。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第 2
99	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、事実が無い託送供給特定 費用の帳簿価額及び取得原価を計上していた。		ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
100	託送収支	事業税の算定方法の誤り	H29.1.1~3.31の託送収益に対する事業税の算定及びH29.4.1~ 12.31の託送収益に対する事業税の算定を行っていない。	1/1~3/31の託送収益及び4/1~12/31の託送収益のそれぞれで事業税を計算するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
101	託送収支	ガス事業に係る費用の整理誤り	ガス事業に係る費用を整理する際に、資金運用及び資金調達の収 益・費用を誤っていた。	ガス事業に係る収益・費用の整理を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 3.
102	託送収支	資金運用に係る営業 外収益及び特別利益 の配賦算定誤り	託送収益(3ヶ月分又は9ケ月分)の占める売上高(1年分)の料金収入比により、資金運用に係る営業外収益及び特別利益を誤って 算定していた。		ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 3.
103	託送収支		供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる費用(雑費、租税課金)を誤っていた。	算入すべき費用を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
104	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比 によって配賦されていない。		ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
105	託送収支		供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数を誤っていた。		ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
106	託送収支	法人税等の算定誤り	法定実行税率を用いて法人税等の算定を行っていない。	省令に基づき、法定実効税率を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 3.
107	託送収支	託送資産の運転資本 の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定を 行っていない。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべき である。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第 2
108	託送収支	法人税等の算定誤り	法人税等補正額の算定にあっては、営業外費用(その他に限る。)、営業外収益(雑収入を除く。)等の金額に法定実効税率を乗じた算定すべきであるが、当該費用及び収益の算定が正しく行われていなかった。 具体的には、営業外費用(その他に限る。)に計上すべき費用(直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていない貸倒損失分)と、営業外収益(雑収入を除く。)に計上すべき収益(直近の料金改定時に控除項目として算入していない受取利息等)が、それぞれ計上されていなかった。	省令に基づき、対象となる科目を整理し、計算を行う べきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第3 1.
109	託送収支	乖離額の算定誤り	直近の託送料金設定時に、利子補給金を料金原価に織り込むため控 除項目と整理したが、乖離額算定で除外して算定していた。	省令に基づき、対象となる科目を整理し、計算を行う べきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第3 1.
110	託送収支	託送収益の算定誤り	H29.1.1~12.31までの期間について、全て改正後のガス事業託送供	1/1~3/31までの期間は、改正前のガス事業託送供給 収支計算規則に基づき、承認事業者として算定し、 4/1~12/31までの期間は、改正後のガス事業託送供給 収支計算規則に基づき、制定事業者として算定するべ きである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 1.
111	託送収支	機能別原価へ配賦す る際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数 を誤っていた。		ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
112	託送収支	営業外費用のうち託 送供給関連部門の費 用の整理誤り	資金調達に係る営業外費用の託送供給関連部門の費用を算入する際 に、根拠不明な金額を算入していた。		ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 3.
113	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、算定方法を誤っていた。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
114	託送収支	最終保障供給費用の 誤算入	最終保障供給約款が適用された事実が無いが、最終保障供給費用を 誤って計上していた。		ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
115	託送収支	営業外収益及び営業 外費用の配賦算定誤 り	営業外収益及び営業外費用を機能別原価へ配賦する際に、算定方法 を誤っていた。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 3.

			平成30年度カク事業監査結果(本 検出事項の概		
No.	監査項目	件名	発見された事実	指導内容	根拠規定(注)
116	託送収支	旧省令・新省令の適 用期間の誤り	H29.1.1~3.31までの期間は、旧省令に基づき、託送需要が存在しない事業者の特例により算定及びH29.4.1~12.31までの期間は、新省令に基づき、承認事業者として算定を行っていた。	H29.1.1~3.31までの期間を旧省令に基づき、託送需要が存在しない事業者の特例により託送収支を算定していたが、当該期間は新省令に基づき算定する必要があるため、H29.1.1~3.31までの期間を承認事業者として計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第2条
117	託送収支	託送資産の運転資本 の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定に 誤りがあった。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべき である。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第 2
118	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、貸倒償却 の配賦先の誤りや教育費、租税課金の費用が誤っていた。		ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
119	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	製造費、供給販売費及び一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、 配賦すべき費用及び算定方法を誤っていた。	算入すべき費用を精査し、算定方法を確認の上、計算 を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
120	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
121	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、算定方法を誤っていた。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
122	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる固定資 産金額を誤っていた。	算入すべき固定資産金額を精査の上、計算を行うべき である。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
123	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数 を誤っていた。	算入すべき社員数を精査の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
124	託送収支	乖離額の算定誤り	直近の託送料金設定時に、受取利息、受取配当金を料金原価に織り 込むため控除項目と整理したが、乖離額算定で除外して算定してい た。また、料金原価に織り込んでいない為替差益、利子補給金、支 払利息、為替差損等を算入して算定していた。	省令に基づき、対象となる科目を整理し、計算を行う べきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第3 1.
125	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税を算定する際に、課税標準となる収入に対する託送収益の比 によって配賦されていない。	省令に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益 の比により、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
126	託送収支	託送資産の運転資本 の算定誤り	託送資産の運転資本算定において、一般管理費の控除項目の算定に 誤りがあった。	控除すべき減価償却費等を精査の上、計算を行うべき である。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第 2
127	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、貸倒償却の配賦先が誤っていた。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
128	託送収支	機能別原価へ配賦する際の算定誤り	一般管理費を機能別原価へ配賦する際に、同じ業務内容であるが1~3月及び4~12月で異なる配賦基準により誤って配賦していた。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
129	託送収支	営業外収益の配賦算 定誤り	営業外収益を機能別原価へ配賦する際に、配賦先誤りがあった。	算定方法を確認の上、計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 3.
130	託送収支	連結託送に係る事業 者間精算費相当額の 計上漏れ	事業者間精算契約を締結していないため、事業者間精算費用相当分 が漏れていた。	事業者間精算費用相当分を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2.
131	託送収支	その他託送供給関連収益の算定誤り	その他託送供給関連収益の内、自社需要家からの社内取引に係る補 償料等収入について、バーチャル計算し当該収益に計上していな かった。	その他託送供給関連収益については、計算規則において社内取引項目を含む託送供給に係る収益を整理することとされていることから、自社需要家からの社内取引に係る補償料等収入についても該当する場合は、バーチャル計算し当該収益に適切に計上するべきである。なお、確認の結果、該当がなく、結果として当該収益が「0」となったとしても、計算規則の規定は正しく理解するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 1. (5) (6)
132	託送収支	託送資産明細書の作成 (建設仮勘定) の 誤り	託送資産の算定において、誤って前年度(28年度)の期首・期末 簿価平均値を用いて、「建設仮勘定」に係る託送資産の額を算定していた。	託送資産の算定については、計算規則に基づき、毎事業年度決算確定値をもとに算定することになっていることから、当該年度(29年度)の期首・期末簿価平均値を用いて正しく算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第2 2.
133	託送収支	収益への「補償料等	営業収益を算定する際、他社需要家に対する補償料等収入(契約最大払出ガス量超過補償料)があったにも拘わらず、当該補償料等収入をその他託送供給関連収益に計上していなかった。		

No.	監査項目	件名	平成30年度カス事業監査結果(全1 検出事項の概要 発見された事実		根拠規定(注)
134	託送収支	一般管理費の算定誤 り	託送費用を算定する際、一般管理費については、事業税を除いて整理すべきところ、誤って事業税を含めて算定していた。		ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)
135	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、計算規則に基づき期首期末平均又は期央 残高の額で算定すべきところ、誤って期末の額で算定していた。	託送資産を期首期末平均又は期央残高で算定すべきで ある。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第2 2.
136	託送収支	本支管投資額実績表 の記載誤り	様式第2 託送資産明細書 本支管投資額実績表で、計算規則に基づき、ガス事業法施行規則様式第60第6表(供給計画 第6表)に掲げる「本支管(主要導管以外)」に係る投資額について、直近5年間の実績額(工事負担金圧縮前)を記載すべきところ、供給計画第6表の投資額を記載していなかった。	だし、直近年度(平成29年度)の値は実績見込であ	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第2 本支管投資額の 算定方法
137	託送収支	一般管理費の算定誤 り	託送費用を算定する際、一般管理費については、事業税を除いて整理すべきところ、誤って事業税を含めて算定していた。		ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 2. (2)
138	託送収支	本支管投資額実績表 の記載誤り	様式第2 託送資産明細書 本支管投資額実績表で、計算規則に基づき、ガス事業法施行規則様式第60第6表(供給計画 第6表)に掲げる「本支管(主要導管以外)」に係る投資額について、直近5年間の実績額(工事負担金圧縮前)を記載すべきところ、供給計画第6表の投資額を記載していなかった。	供給計画 第6表の実績額を記載するべきである。ただし、直近年度(平成29年度)の値は実績見込であるため、実績へ修正するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第2 本支管投資額の 算定方法
139	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、計算規則に基づき期首期末平均又は期央 残高の額(帳簿価額)で算定すべきところ、誤って期末の額(取得 原価)で算定していた。	託送資産を期首期末平均又は期央残高の額(帳簿価額)で算定するべきである。又は直近の託送供給料金算定時のレートベースによる算定をするべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第2 2.
140	託送収支	本支管投資額実績表 の記載誤り	様式第2 託送資産明細書 本支管投資額実績表で、計算規則に基づき、ガス事業法施行規則様式第60第6表(供給計画 第6表)に掲げる「本支管(主要導管以外)」に係る投資額について、直近5年間の実績額(工事負担金圧縮前)を記載すべきところ、供給計画第6表の投資額を記載していなかった。	供給計画 第6表の実績額を記載するべきである。ただし、直近年度(平成29年度)の値は実績見込であるため、実績へ修正するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第2 本支管投資額の 算定方法
141	託送収支	運転資本の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則別表2 2. に基づき行った運転資本の算定過程で控除すべき減価償却費、固定資産除却損の算定において、改正前の同規則により算定すべき控除費用(平成29年1月~3月分)について、製造需要費における託送関連費用(「LNG圧送費用」「その他工場費用(導管の圧送制御に関する費用)」)分を控除費用に含めていなかった。	(資産除却債務相当資産に係るものを除く。)、固定 資産除却損を除く。)の合計額の1.5月分とする)	
142	託送収支	託送資産明細書の算 定誤り	託送資産明細書の作成において、建設仮勘定、設備勘定(有形)及び無形固定資産を期首期末平均で算定する際の期首金額、期末金額に適用すべき金額が不適当である。	士 会婚 た 田 い て ひ み に 掛 守 の 供 掛 守 ( 左 取 ) 及 び	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第2 2.
143	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本については、平成28年度託送資産明細書の運転資本金額とガス事業託送供給収支計算規則で算定した営業費等の1.5月分の金額を平均して算定しており、算定方法が不適当であるとともに、算定に使用する営業費等について一般管理費に係る控除項目(減価償却費及び固定資産除却損)の控除が行われておらず不適当である。	(資産除却債務相当資産に係るものを除く。)、固定 資産除却損を除く。)の合計額の1.5月分とする)	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第2 2.
144	託送収支	一般管理費配賦に係 る機能別原価項目金 額比の算定誤り	一般管理費の託送費用及び雑収入の託送供給関連部門収益の整理について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づく機能別原価項目への配賦の際に使用する機能別原価項目の金額比に製造部門の費用が含まれておらず不適当である。	一般管理費の託送費用及び雑収入の託送供給関連部門 収益の整理について、省令に規定された配賦基準(発 生の主たる要因に応じて直接配賦。直接配賦出来ない 場合は機能別原価項目の金額比)で配賦し、適正に計 算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 2. (2)②
145	託送収支	自社託送収益の算定 誤り	自社託送収益の算定において、ガス事業託送供給収支計算規則で算定した自社託送費用の合計額が誤っていることから、同規則に基づき算定の際に使用したガス事業に係る費用の合計金額に占める自社託送費用の割合に誤りがある。	自社託送収益のガス事業託送供給収支計算規則に基づ く算定において、適切な自社託送費用の合計額を用い てガス事業に係る費用の合計金額に占める自社託送費 用の割合を算出すべきである。	
146	託送収支	営業外費用の資金調 達配賦に係る固定資 産金額比の算定の誤 り	資金調達に係る営業外費用の整理について、ガス事業託送供給収支 計算規則に基づく機能別原価項目への配賦の際に使用する固定資産 金額比に製造部門の固定資産額が含まれておらず不適当である。	資金調達に係る営業外費用の整理について、新規則に 基づく機能別原価項目への配賦の際に使用する固定資 産金額比に製造部門の固定資産額を含めるべきであ る。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 3. (5)
147	託送収支	事業税の算定誤り	事業税の算定について、自社託送収益の算定誤りにより、ガス事業 託送供給収支計算規則に基づき算定の際に使用した課税標準となる 収入に対する託送収益の比率に誤りがある。	省令に規定された算定方法により、事業税は、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 2. (4)
148	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本の算定について、改正前のガス事業託送供給収支計算規則 及び改正後の同規則により整理した1年分の営業費等からそれぞれ 1.5月分を算出し、その平均額を運転資本とする算定方法は不適 当である。	(資産除却債務相当資産に係るものを除く。)、固定	
149	託送収支	事業者間精算費の取 扱いの誤りによる機 能別原価項目金額比 の算定誤り	平成29年1月~3月分の供給販売費の整理において、改正前のガス事業託送供給収支計算規則では発生しない費用である事業者間精算費を託送供給特定費用として営業費等の整理に含めて算出する方法に不適当である。また、改正前の同規則に基づく一般管理費の整理について、上記により事業者間精算費含めた機能別原価項目の金額比を使用して一般管理費を算定する方法は不適当である。さらに、雑収入、その他の営業外収益及びその他営業外費用の整理について、上記により各機能別原価項目の金額比に誤りがあり、更に事業税を託送供給特定費用に配賦し、機能別原価項目の金額比を算出する方法は不適当である。	収支計算規則に基づく供給販売費の整理において、事業者間精算費を託送供給特定費用として営業費等の整理に含めず算出すべきである。 省令に規定された配賦基準(発生の主たる要因に応じて直接配賦。直接配賦出来ない場合は機能別原価項目	則 別表第1 2. (2)①

NT	₩ <b>★</b> ぼ口	件名	検出事項の概要	g -	45 (24)
No.	監査項目	<b>半</b> 須	発見された事実	指導内容	根拠規定(注)
150	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本の算定について、改正前のガス事業託送供給収支計算規則 適用期間分の営業費等を考慮せずに、改正後の同規則で整理した1 年分の営業費等だけを用いて運転資本を算定する方法は不適当であ る。また、固定資産除却損に撤去工事費を含む固定資産除却費を営 業費等から控除するのは不適切である。	省令に規定された算定方法(営業費等(減価償却費 (資産除却債務相当資産に係るものを除く。)、固定 資産除却損を除く。)の合計額の1.5月分とする) により、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.
151	託送収支	超過利潤計算書等の 算定誤り	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表および内部留保相当額管理表については、託送収支計算書の金額に誤りがあるため適正に算定されていない。	超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表および内部留保相当額管理表については、適切な託送収支計算書の 金額を用いて算定する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第3
152	託送収支	自社託送収益の算定 誤り	ガス事業託送供給計算規則別表第1、1に基づき行ったガス事業に係る託送収益の整理について、規則の改正日(平成29年4月1日)以後は、託送供給約款を定める非承認事業者であるに関わらず、承認事業者の算定方法を用いて、改正日を跨ぐ託送収益の整理を行うことは不適切であり、託送収益の算定に誤りがある。	託送収益の整理について、ガス事業託送供給収支計算規則の改正日(平成29年4月1日)以後は託送供給約款を定める非承認事業者ではないため、自社託送収益は、承認事業者の算定方法を用いず、個別の需要家に託送供給料金を適用した場合の託送収益に相当する額として算定すべきである。	
153	託送収支	事業税の算定誤り	ガス事業託送供給計算規則別表第1、2(4)に基づき行った事業 税の算定において、課税標準となる収入に対する託送収益の比率を 用いて算定する際に、算定に使用する託送収益に不適当な値を用い ており、算定された事業税に誤りがある。	省令に規定された算定方法により、事業税は、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
154	託送収支	機能別原価項目金額 比の算定誤り	ガス事業託送供給計算規則別表第1、2.及び3.に基づき行った ガス事業に係る費用の整理において、消耗品費の一部に計上漏れが あるとともに、同規則の改正日(平成29年4月1日)を跨ぐ消耗 品費、賃借料、租税課金を算定する際に、適切に日数按分が行われ ておらず、供給販売費に誤りがある。また、算定に用いる供給販売 費の機能別合計金額比に誤りがあることから一般管理費が適切に算 定されていない。	計上漏れは計上し、規則の改正日を跨ぐ日数按分を適切に行い、供給販売費を適正に整理すべきである。また、適切な機能別合計金額比を用いて一般管理費を適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 2.及び3.
155	託送収支	機能別原価項目金額 比の算定誤り	ガス事業託送供給計算規則別表第1、3. (1)に基づき行った託送供給関連部門の営業外収益の整理において、料金収入比を算定する際に用いる"製品売上"又は"ガス事業売上""営業雑収益"及び"附帯事業収益"について、其々不適切な額を用いて、合計額を算定しており、また、その合計額に占める誤った託送収益の額の割合を"料金収入比"として算定していることから、営業外収益のうち"資金運用"が適切に算定されていない。	営業外収益の整理において、営業外収益のうち"資金運用"の算定する際に、適切な額を用いて合計額に占める託送収益の額の割合を"料金収入比"として算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (1)
156	託送収支		ガス事業託送供給計算規則別表第1、3. (3)に基づき行った託送供給関連部門の営業外収益の整理において、算定に用いる機能別原価項目金額比に誤りがあることから、営業外収益のうち"その他"が適正に算定されていない。また、同表3. (6)に基づき行った営業外収益のうち"雑支出等"も同様に適切に算定されていない。	省令に規定された配賦基準(発生の主たる要因に応じて直接配賦。直接配賦出来ない場合は機能別原価項目の金額比)で配賦し、適正に計算を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 3. (3) (6)
157	託送収支	機能別原価項目金額 比の算定誤り	ガス事業託送供給計算規則別表第1、3. (4)及び(8)に基づき行った特別利益及び特別損失の算定において、改正後の同規則のみで全額を整理する方法は不適当であり、また、誤った供給販売費及び一般管理費を用いて算定された機能別原価項目金額比を使用しており、特別利益及び特別損失が適切に算定されていない。	供給計算規則および改正前の同規則に従い整理すべき であり、適正な供給販売費及び一般管理費を用いて算	則 別表第1 3. (4)
158	託送収支	託送資産明細書の算 定誤り	託送資産明細書における対象固定資産の算定にあたり、期首残高の一部に誤った金額を用いて算定しているため、託送資産明細書に誤りがある。 託送資産明細書に記載されている本支管投資額実績表について、記載額が一部誤っている。	対象固定資産の算定にあたり、適切な期首残高の金額を用いて算定すべきである。 託送資産明細書に記載されている本支管投資額実績表について、実績を適切に記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第2 2.
159	託送収支	運転資本の算定誤り	託送資産明細書における運転資本の算定にあたり、改正日(平成29年4月1日)を跨ぐ事業年度の営業費等の算定処理が不適当であり、また、控除する一般管理費の減価償却費が適切に算定されていない。	(資産除却債務相当資産に係るものを除く。)、固定	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.
160	託送収支	超過利潤計算書等の 算定誤り	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表及び内部留保相当額管理表については、託送収支計算書の金額に誤りがあるため適正に算定されていない。	超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表及び内部留保相当額管理表については、適正な託送収支計算書の金額を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第3
161	託送収支		ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (3) に基づき行ったガス事業に係るその他の営業外収益の整理について、ガス事業に関わらない貸倒引当金戻入額をその他の営業外収益に含めて算出する方法は不適当である。	ガス事業に係るその他の営業外収益の整理について、 ガス事業に関わらない貸倒引当金戻入額はその他の営 業外収益に含めず算出すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 3. (3)
162	託送収支	供給販売費及び営業 外収益の機能別配賦 係数の適用誤り	供給販売費及び営業外収益を機能別に配賦する際、一部の費目(修 繕費、その他営業外収益)において、事業者ルールの届出なく、ガ ス事業託送供給収支計算規則と異なる配賦基準(社員比、導管延長 比)で配賦していた。		ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 2. (2) ①、3. (3)
163	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、期末残高の額で算定していた。	託送資産は、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎 に期首期末平均又は期央残高の額によって算定すべき である。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第2 2.
164	託送収支	運転資本の算定誤り	託送資産のうち運転資本を算定する際、営業費等から一般管理費の 控除項目 (固定資産除却損)を除いていなかった。	運転資本は、営業費等から一般管理費の控除項目を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
165	託送収支		労務費を機能別に配賦する際に用いる人員比を、労務費を支出して いない関連会社社員の人員を含めて算定していた。		ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)①

No.	監査項目	件名	平成30年度ガス事業監査結果(本1 検出事項の概要 発見された事実		根拠規定(注)
166	託送収支	営業外収益の算定誤り	料金原価に織り込まれていない収入が雑収入に含まれていた。	雑収入は、料金原価に織り込まれた託送料金算定規則 別表第1第3表に掲げるものに限るべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (2)
167	託送収支	特別利益の計上漏れ	ガス事業に係る特別利益が発生しているにもかかわらず、特別利益 が託送関連部門の収益に整理されていなかった。	特別利益は、発生の主たる要因に応じて直接配賦又は 料金収入比で、託送関連部門の収益に整理すべきであ る。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 3. (4)
168	託送収支	営業外収益の算定誤 り	資金運用に係る営業外収益を算定するにあたって、料金収入比(製品売上、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額に占める託送収益として整理した額の合計額の割合)を計算する際、託送収益を計上していなかった。	資金運用に係る営業外収益は、料金収入比を正しく計	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 3. (1)
169	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、長期前払費用ではない流動資産(前払費 用)を長期前払費用として整理していた。	託送資産は、毎事業年度決算確定値をもとに正しく整 理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第2 1.
170	託送収支	託送供給収益の算定 誤り	平成29年1~3月分の自社託送収益を算定する際、大口販売量を 規制需要販売量に含めていた。	自社大口需要家からの託送収益は、大口販売量に大口・卸供給部門託送供給関連原価単価を乗じて算定すべきである。	
171	託送収支	供給販売費の機能別 配賦誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、一部の費目(労務費、電力料、 水道料、旅費交通費、固定資産税、減価償却費)において、配賦係 数の誤り、配賦漏れ等があり、定められた配賦基準で配賦されてい なかった。		ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)①
172	託送収支	資金運用に係る営業 外収益の算定誤り	資金運用に係る営業外収益を算定するにあたって、料金収入比(製品売上、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額に占める託送収益として整理した額の合計額の割合)を計算する際、営業雑収益が含まれていなかった。	資金運用に係る営業外収益は、営業雑収益を正しく計 上して料金収入比を計算し、算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 3. (1)
173	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、期首期末平均又は期央残高の額とされていなかった。	託送資産は、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎 に期首期末平均又は期央残高の額によって算定すべき である。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第2 2.
174	託送収支	供給販売費の機能別 配賦誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、決算前の労務費(建設労務費を 含む労務費)を配賦していた。	労務費は、決算確定値をもとに配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 2.
175	託送収支	託送供給収益の算定 誤り	自社託送収益を算定する際、ガス売上高(平成29年4~12月分)の金額を誤っていた。	自社託送収益は、正しいガス売上高をもとに算定すべ きである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (2)
176	託送収支	一般管理費の機能別 配賦誤り	一般管理費を機能別に配賦する際、事業税を含めていた。また、一般管理費が機能別原価項目の金額比によって配賦されていなかった。	一般管理費は事業税を除いて配賦すべきで、ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を区分して整理している者は、機能別原価項目の金額比によって配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 2. (2)③
177	託送収支	営業外収益及び営業 外費用の機能別配賦 係数の適用誤り	届出なく、固定資産金額比によって配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準 (発生の主たる要因に応じて直接配賦し難い場合に あっては機能別原価項目の金額比)で配賦すべきであ る。 同配賦基準と異なる合理的な方法により配賦する際 は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 3. (2) (3) (6)
178	託送収支	供給販売費の機能別配賦係数の集計誤り	供給販売費を機能別に配賦する際に用いる人員比を、誤った人員数 で算定していた。	供給販売費を機能別に配賦する際の配賦係数は、正し く集計すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)①
179	託送収支	供給販売費の機能別 配賦誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、託送費用として特定できる費用 (電力料)を直接配賦していなかった。また、託送費用として特定 できない費用(検針票投函及び集金に係る業務を含む検針業務委託 費用)を直接配賦していた。	供給販売費を機能別に配賦する際、託送費用として特定できるものは直接配賦し、託送費用として特定できないその他供給販売費は人員比で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
180	託送収支	一般管理費の機能別 配賦方法誤り	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者であるが、 一般管理費が機能別原価項目の金額比によって配賦されていなかっ た。	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を区分して整理している者は、機能別原価項目の金額比によって一般管理費を配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)③
181	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、託送部門で使用されている無形固定資産の 一部(電話加入権)が計上されていなかった。	託送部門で使用されている無形固定資産は、託送資産 として特定できるものは直課し、それ以外は直課した 固定資産金額比で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第2 1.
182	託送収支	営業費用の配賦方法 誤り	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者であり、財務諸表上の営業費は供給販売費と一般管理費を併せて整理しているにもかかわらず、営業費用を機能別に配賦する際、供給販売費と一般管理費を分けて配賦していた。		ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 2. (2)③
183	託送収支	供給販売費の機能別 配賦誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、一部の費目(通信費、保険料)において、事業者ルールの届出なく、ガス事業託送供給収支計算規則と異なる配賦基準(固定資産金額比)で配賦していた。また、託送費用として特定できる一部の費目(たな卸減耗費)を直接配賦していなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準 (託送費用として特定できるものは直接配賦、特定で きないその他供給販売費は人員比)で配賦すべきであ る。 同配賦基準と異なる合理的な方法により配賦する際 は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 2. (1)、 (2)①
184	託送収支	営業外収益の機能別 配賦係数の適用誤り	営業外収益を機能別に配賦する際、事業者ルールの届出なく、ガス 事業託送供給収支計算規則と異なる配賦基準(固定資産金額比)で 配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準 (発生の主たる要因に応じて直接配賦、これにより難 い場合は機能別原価項目の金額比)で配賦すべきであ る。 同配賦基準と異なる合理的な方法により配賦する際 は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 3. (3)
185	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、期末残高の額で算定していた。	託送資産は、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎 に期首期末平均又は期央残高の額によって算定すべき である。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第2 2.

			おいまり、 ・ 大きな一次のパラ 未血 直和木(木) ・ 検出事項の概要		
No.	監査項目	件名	発見された事実	指導内容	根拠規定(注)
186	託送収支	供給販売費の機能別配賦係数の適用誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、一部の費目(通信費、保険料) において、事業者ルールの届出なく、ガス事業託送供給収支計算規 則と異なる配賦基準(固定資産金額比)で配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準 (託送費用として特定できないその他供給販売費は人 員比)で配賦すべきである。 同配賦基準と異なる合理的な方法により配賦する際 は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 2. (2)①
187	託送収支	一般管理費の機能別 配賦方法誤り	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者であるが、 一般管理費が機能別原価項目の金額比によって配賦されていなかっ た。	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を区分して整理している者は、機能別原価項目の金額比によって一般管理費を配賦すべきである。	
188	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、有形固定資産は期末残高の額で算定していた。また、無形固定資産の計上が漏れていた。	託送資産は漏れなく計上し、毎事業年度決算確定値を もとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額に よって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第2 2.
189	託送収支	託送供給収益の算定 誤り	自社規制需要家からの託送収益を算定する際、規制需要販売量の数 量を誤っていた。	自社規制需要家からの託送収益は、正しい規制需要販売量をもとに算定すべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算 規則 別表第4 1 ※
190	託送収支	託送供給収益の算定 誤り	平成29年1~3月分の自社託送収益を算定する際、自社大口需要 家からの託送収益が計上されていなかった。	自社託送収益は、自社大口需要家からの託送収益を含 めるべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算 規則 別表第1 1. (2) ※
191	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、附帯事業に係る固定資産が含まれていた。	託送資産は、ガス事業に係る固定資産をもとに、託送 資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課 した固定資産金額比で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第2 1.
192	託送収支	供給販売費の機能別配賦係数の適用誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、一部の費目(通信費、保険料) において、事業者ルールの届出なく、ガス事業託送供給収支計算規 則と異なる配賦基準(固定資産金額比)で配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準 (託送費用として特定できないその他供給販売費は人 員比)で配賦すべきである。 同配賦基準と異なる合理的な方法により配賦する際 は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 2. (2)①
193	託送収支	一般管理費の機能別 配賦方法誤り	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者であるが、 一般管理費が機能別原価項目の金額比によって配賦されていなかっ た。	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を区分して整理している者は、機能別原価項目の金額比によって一般管理費を配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規
194	託送収支	事業税の配賦誤り	事業税を配賦する際、利益に関連する金額を課税標準とする事業税 (受注工事売上に係る事業税)を含めて配賦していた。	事業税は、利益に関連する金額を課税標準とするもの (受注工事売上)を除いて配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 2. (4)
195	託送収支	事業税の配賦誤り	事業税を配賦する際、誤った事業税額を用いて配賦していた。	事業税は、正しい事業税額を基に、課税標準となる収 入に対する託送収益の比によって配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 2. (4)
196	託送収支		供給販売費を機能別に配賦する際に用いる固定資産金額比の算定に おいて、附帯事業に係る固定資産を誤って集計していた。	供給販売費を機能別に配賦する際の配賦係数は、適正 に集計を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 2. (2)①
197	託送収支	費用、特別収益及び	ガス事業に係る営業外収益、営業外費用、特別収益及び特別費用 を、託送供給関連部門の収益及び費用に整理する際、附帯事業に係 る収益及び費用が含まれていた。	ガス事業に係る営業外収益、営業外費用、特別収益及 び特別費用をもとに整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 3.
198	託送収支	営業外収益の算定誤り	料金原価に織り込まれていない収入が雑収入に含まれていた。	雑収入は、料金原価に織り込まれた託送料金算定規則 別表第1第3表に掲げるものに限るべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 3. (2)
199	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、附帯事業に係る固定資産が含まれていた。 また、無形固定資産は誤った金額をもとに算定していた。	託送資産は、ガス事業に係る固定資産をもとに、託送 資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課 した固定資産金額比で配賦すべきである。また、正し い金額をもとに算定すべきである。	
200	託送収支	営業外収益及び営業 外費用の算定誤り	営業外収益及び営業外費用が、ガス事業と附帯事業に適正に整理されていなかったため、ガス事業に係る営業外収益及び営業外費用が正しく託送供給関連部門に配賦されていなかった。	ガス事業に係る営業外収益及び営業外費用を正しく整理した上で、託送供給関連部門に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 3.
201	託送収支	託送供給収益の算定 誤り	平成29年1~3月分の自社託送収益を算定する際、自社大口需要 家からの託送収益が計上されていなかった。	自社託送収益は、自社大口需要家からの託送収益を含めるべきである。	旧ガス事業託送供給収支計算 規則 別表第1 1. (2) ※
202	託送収支	事業税の配賦誤り	全体の事業税を複数の事業場に分け、各事業場において事業税を課税標準額に対する託送収益の比で配賦しているところ、全体の事業税が各事業場の課税標準額と異なる割合で配賦されていた。	事業税を複数の事業場に分けて整理する場合、事業税 は各事業場の課税標準額に応じた割合で分けた後、そ れぞれの課税標準額に対する託送収益の比で配賦すべ きである。	
203	託送収支	託送供給収益の算定 誤り	自社託送収益の算定において、自社託送費用比率(ガス事業に係る 費用の合計額に占める自社託送費用の割合)を算定する際、ガス事 業に係る費用に製造費の一部(原材料費)が含まれていなかった。	自社託送費用比率を算定する際、ガス事業に係る費用 は製造費を全て含めるべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 1. (2)
204	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、附帯事業に係る固定資産が含まれていた。	託送資産は、ガス事業に係る固定資産をもとに、託送 資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課 した固定資産金額比で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第2 1.
205	託送収支	営業外収益の算定誤り	資金運用に係る営業外収益を算定するにあたって、料金収入比 (ガス事業売上高、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額に占める託送収益として整理した額の合計額の割合)を計算する際、託送収益を計上していなかった。		ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 3. (1)

			一次30千次パグデ米皿且相木(本) 検出事項の概要		
N o .	監査項目	件名	発見された事実	指導内容	根拠規定(注)
206	託送収支	供給販売費の機能別 配賦係数の適用誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、一部の費目 (通信費、保険料) において、事業者ルールの届出なく、ガス事業託送供給収支計算規 則と異なる配賦基準 (固定資産金額比) で配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準 (託送費用として特定できないその他供給販売費は人 員比)で配賦すべきである。 同配賦基準と異なる合理的な方法により配賦する際 は、事業者ルールの届出が必要である。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)①
207	託送収支	一般管理費の機能別 配賦方法誤り	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者であるが、 一般管理費が機能別原価項目の金額比によって配賦されていなかっ た。	ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を区分して整理している者は、機能別原価項目の金額比によって一般管理費を配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 2. (2)③
208	託送収支	供給販売費の機能別 配賦誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、託送費用として特定できない費 用(検針票投函に係る業務を含む検針業務委託費用)を直接配賦し ていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準 (託送費用として特定できるものは直接配賦し、託送 費用として特定できないその他供給販売費は人員比) で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
209	託送収支	供給販売費及び営業 外収益の算定誤り	固定資産価格は圧縮記帳(固定資産取得時の工事負担金等は控除) されているが、供給販売費の一部(減価償却費等)及びその他の営 業外収益が、圧縮記帳前の金額をもとに算定されていた。	供給販売費及びその他の営業外収益は、圧縮記帳後の 損益計算書等に計上された金額をもとに整理すべきで ある。	
210	託送収支	運転資本の算定誤り	託送資産のうち運転資本を算定する際、営業費等から一般管理費の 控除項目(減価償却費、固定資産除却損)を除いていなかった。	運転資本は、営業費等から一般管理費の控除項目を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第2 2.
211	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産を算定する際、帳簿価額の期首期末平均を採用している が、期首価額は工事負担金等を控除していない価額を使用してい た。	固定資産取得価額は圧縮記帳(固定資産取得時の工事 負担金等は控除)すべきであり、託送資産を算定する 際の期首価額及び期末価額は、圧縮記帳した価額を使 用すべきである。	ガス事業会計規則 第4条、 ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第2 2.
212	託送収支	供給販売費の機能別 配賦誤り	供給販売費を機能別に配賦する際、託送費用として特定できる費用 (事業者間精算費)を直接配賦していなかった。また、機能別に配 賦する係数(人員比、固定資産金額比)を誤って算定していた。	供給販売費を機能別に配賦する際、託送費用として特定できるものは直接配賦すべきである。また、託送費用として特定できない供給販売費を配賦する際の配賦 基準は、正しく集計すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 2. (1)、 (2)①
213	託送収支	一般管理費の機能別 配賦誤り	一般管理費を機能別に配賦する際、一部費用の金額誤り、計上漏れ 及び機能別原価項目金額比の集計誤りがあった。	一般管理費は決算確定値をもとに正確に計上した上で、ガスメーター取付数が1万個未満の一般ガス導管事業者で、供給販売費と一般管理費を区分して整理している者は、機能別原価項目の金額比によって一般管理費を配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)③
214	託送収支	営業外収益の算定誤り		雑収入は、料金原価に織り込まれた託送料金算定規則 別表第1第3表に掲げるものに限るべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 3. (2)
215	託送収支	提次類の質字記り	託送資産を算定する際、期首期末平均又は期央残高の額とされていなかった。また、平成27~29年度の本支管投資額は、誤った金額が計上されていた。	託送資産は、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎 に期首期末平均又は期央残高の額によって算定すべき である。また、本支管投資額は正確な実績額を計上す べきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第2
216	託送収支	超過利潤額等の算定 誤り	超過利潤額等を算定するにあたって、託送供給関連部門事業報酬額 を算定する際の原価算定期間、法人税等補正額を算定する際の法定 実効税率及び内部留保相当額を算定する際の前期末内部留保相当額 を誤っていた。	超過利潤額等は、ガス事業託送収支計算規則に基づき、正しい数値をもって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第3 1. (1)、 (5)、4. (1)
217	託送収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費を機能別に配賦する際に用いる人員比を、誤った人員数 (総務部の人員を重複計上)で算定していた。	供給販売費を機能別に配賦する際の配賦係数は、正しく集計すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 2. (2)
218	託送収支	託送供給収益の算定 誤り	自社託送収益に営業外収益(ガス管破損修繕代)を含めていた。	自社託送収益は、個別の需要家に託送供給料金を適用 した場合の託送供給収益に相当する額として算定すべ きで、営業外収益とは分けて整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (2)
219	託送収支	営業外収益の算定誤 り	料金収入比を求める際、ガス事業売上高、営業雑収益及び附帯事業 収益の合計額のほかに、託送収益として整理した額を含めて算定し ていた。	資金運用に係る営業外収益に係る託送供給関連部門の 整理は、規則で定められた適正な料金収入比により、 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (1)
220	託送収支	託送供給収支計算書 への補償料等収入の 未計上	託送収入に、約款で定める契約最大払出ガス量超過補償料を補償料 等収入として計上されていなかった。	右記の根拠規定に基づき、補償料等収入を適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 1. (6)
221	託送収支	託送供給収支計算書 への補償料等収入の 未計上	託送収入に、約款で定める契約最大払出ガス量超過補償料を補償料 等収入として計上されていなかった。	右記の根拠規定に基づき、補償料等収入を適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (6)
222	託送収支	託送供給収支計算書 への補償料等収入の 誤計上	契約最大払出ガス量超過補償料について、当月超過分を翌月徴収と 約款で定めていたが、当月超過分を当月徴収したこととして計上さ れていた。	右記の根拠規定に基づき、補償料等収入を適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第1 1. (6)
223	託送収支	託送収支計算書の託 送収益算定方法	託送収支計算書の託送供給収益、自社託送収益の計算誤り、営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 1. (1)、 (2)、3. (1)、 (2)、(3)
224	託送収支	託送収支計算書の託 送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦係 数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2. (2)、 3. (6)、(7)

No.	監査項目	件名	一次30千次パグ事来血直和末(本) 検出事項の概要	要 	根拠規定(注)
			発見された事実 	指導内容 	
225	託送収支	託送資産明細書の算 定方法	託送資産明細書の「運転資本」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第2 1.
226	託送収支	超過利潤計算書の計 算内容	超過利潤額の調整において、直近の託送供給約款料金原価算定時の 原価算入項目との対比による整理が行われていない。	超過利潤額の調整は、直近の託送供給約款料金原価算 定時の原価算入項目との対比で整理して行うべきであ る	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第3 1. (6)
227	託送収支	託送収支計算書の託 送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の計算誤り、営業外収益の計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 1. (2)、 3. (1)、(2)、(3)
228	託送収支	託送収支計算書の託 送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の計算誤 り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2. (2)、 3. (5)、(6)、(7)
229	託送収支	託送資産明細書の算 定方法	託送資産明細書の託送資産算定時の計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第2 1.
230	託送収支	超過利潤計算書の計 算内容	超過利潤額の調整において、直近の託送供給約款料金原価算定時の 原価算入項目との対比による整理が行われていない。	超過利潤額の調整は、直近の託送供給約款料金原価算 定時の原価算入項目との対比で整理して行うべきであ る	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第3 1.(6)
231	託送収支	託送収支計算書の託 送収益算定方法	託送収支計算書上の自社託送収益の算定誤り、営業外収益の配賦係 数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 1. (2)、 3. (1)、(2)、(3)
232	託送収支	託送収支計算書の託 送費用算定方法	託送収支計算書上の一般管理費及び営業外費用の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2. (2)、 3. (5)
233	託送収支	託送資産明細書の算 定方法	託送資産明細書の「設備勘定(有形)」、「無形固定資産」、「長期前払費用」、「運転資本」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第2 1.
234	託送収支	超過利潤計算書の計 算内容	超過利潤額の調整において、直近の託送供給約款料金原価算定時の 原価算入項目との対比による整理が行われていない。	超過利潤額の調整は、直近の託送供給約款料金原価算 定時の原価算入項目との対比で整理して行うべきであ る	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第3 1. (6)
235	託送収支	託送収支計算書の託 送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の算定誤り、営業外収益の配賦係数 誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 1. (2)、 3. (1)、(2)
236	託送収支	託送収支計算書の託 送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦係 数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2. (2)、 3. (5)、(6)、(7)
237	託送収支	託送資産明細書の算 定方法	託送資産明細書の「設備勘定(有形)」、「運転資本」、「繰延資産」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第2 1.
238	託送収支	託送収支計算書の託 送収益算定方法	託送収支計算書上の営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 3. (2)、 (3)
239	託送収支	託送収支計算書の託 送費用算定方法	託送収支計算書上の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦 係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2. (2)、 3. (5)、(7)
240	託送収支	託送資産明細書の算 定方法	託送資産明細書の「設備勘定(有形)」、「運転資本」の機能別配 賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第2 1.
241	託送収支	超過利潤計算書の計 算内容	超過利潤額の調整において、直近の託送供給約款料金原価算定時の 原価算入項目との対比による整理が行われていない。		ガス事業託送供給収支計算規 則別表第3 1. (6)
242	託送収支	託送収支計算書の託 送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2. (2)
243	託送収支	託送資産明細書の算 定方法	託送資産明細書の建設仮勘定の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第2 1.

No.	監査項目	件名	検出事項の概要 発見された事実	要 指導内容	根拠規定(注)
244	託送収支	超過利潤計算書の計 算内容	超過利潤額の調整において、直近の託送供給約款料金原価算定時の 原価算入項目との対比による整理が行われていない。	超過利潤額の調整は、直近の託送供給約款料金原価算 定時の原価算入項目との対比で整理して行うべきであ る	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第3 1. (6)
245	託送収支	託送資産明細書の算 定方法	託送資産明細書の「建設仮勘定」、「設備勘定(有形)」、「無形 固定資産」、「長期前払費用」、「運転資本」の計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
246	託送収支	超過利潤計算書の計 算内容	超過利潤額の調整において、直近の託送供給約款料金原価算定時の 原価算入項目との対比による整理が行われていない。	超過利潤額の調整は、直近の託送供給約款料金原価算 定時の原価算入項目との対比で整理して行うべきであ る	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (6)
247	託送収支	託送収支計算書の託 送収益算定方法	託送収支計算書のその他託送供給関連収益の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5)
248	託送収支	託送収支計算書の託 送費用算定方法	託送収支計算書の一般管理費の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
249	託送収支	超過利潤計算書の計 算内容	超過利潤額の調整において、直近の託送供給約款料金原価算定時の 原価算入項目との対比による整理が行われていない。	超過利潤額の調整は、直近の託送供給約款料金原価算 定時の原価算入項目との対比で整理して行うべきであ る	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (6)
250	託送収支	託送収支計算書の託 送収益算定方法	託送収支計算書の営業外収益の配賦係数誤り、計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 3. (2)、 (3)
251	託送収支	託送収支計算書の託 送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費の配賦係数誤り、計算誤り		ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
252	託送収支	超過利潤計算書の計 算内容	超過利潤額の調整において、直近の託送供給約款料金原価算定時の 原価算入項目との対比による整理が行われていない。	超過利潤額の調整は、直近の託送供給約款料金原価算 定時の原価算入項目との対比で整理して行うべきであ る	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (6)
253	託送収支	託送収支計算書の託 送収益算定方法	託送収支計算書上の営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 3.(2)、 (3)
254	託送収支	託送収支計算書の託 送費用算定方法	託送収支計算書上の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦 係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2. (2)、 3. (6)、(7)
255	託送収支	託送資産明細書の算 定方法	託送資産明細書の「建設仮勘定」、「設備勘定(有形)」、「無形 固定資産」、「運転資本」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
256	託送収支		超過利潤額の調整において、直近の託送供給約款料金原価算定時の 原価算入項目との対比による整理が行われていない。	超過利潤額の調整は、直近の託送供給約款料金原価算 定時の原価算入項目との対比で整理して行うべきであ る	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (6)
257	託送収支	託送収支計算書の託 送収益算定方法	託送収支計算書の営業外収益の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2)
258	託送収支	託送収支計算書の託 送費用算定方法	託送収支計算書上の供給販売費の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2. (2)
259	託送収支	託送資産明細書の算 定方法	託送資産明細書の「建設仮勘定」の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第2 1.
260	託送収支	超過利潤計算書の計 算内容	想定原価と実績費用との乖離額の算定時に、費用等の加算減算項目の誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、実際に発生した費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (6)
261	託送収支	託送収支計算書の託 送収益算定方法	託送収支計算書上の営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 3. (2)、 (3)
262	託送収支	託送収支計算書の託 送費用算定方法	託送収支計算書上の供給販売費、一般管理費の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2. (2)

No.	監査項目	件名	一次30千次パグ事未品.且相未(本) 検出事項の概要 発見された事実		根拠規定(注)
263	託送収支	託送資産明細書の算 定方法	<ul><li>託送資産明細書の「建設仮勘定」、「設備勘定(有形)」の機能別</li></ul>		ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
264	託送収支	超過利潤計算書の計 算内容	超過利潤額の調整において、直近の託送供給約款料金原価算定時の 原価算入項目との対比による整理が行われていない。	超過利潤額の調整は、直近の託送供給約款料金原価算 定時の原価算入項目との対比で整理して行うべきであ る	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (6)
265	託送収支	託送収支計算書の託 送収益算定方法	託送収支計算書上の営業外収益の配賦係数誤り、計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 3. (2)、 (3)
266	託送収支	託送収支計算書の託 送費用算定方法	託送収支計算書上の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦 係数誤り、計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2. (2)、 3. (7)
267	託送収支	託送資産明細書の算 定方法	託送資産明細書の「設備勘定(有形)」、「無形固定資産」、「長期前払費用」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
268	託送収支	託送収支計算書の託 送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の算定誤り、営業外収益の配賦係数 誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 1. (2)、 3. (2)、(3)
269	託送収支	託送収支計算書の託 送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦係 数誤り、計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2. (2)、 3. (5)
270	託送収支	託送資産明細書の算 定方法	託送資産明細書の「運転資本」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
271	託送収支	託送収支計算書の託 送収益算定方法	託送収支計算書の営業外収益の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 3. (2)、 (3)
272	託送収支	託送収支計算書の託 送費用算定方法	託送収支計算書の一般管理費の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2. (2)
273	託送収支	託送資産明細書の算 定方法	託送資産明細書の「運転資本」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第2 1.
274	託送収支	託送資産明細書の算 定方法	託送資産明細書の「設備勘定(有形)」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第2 1.
275	託送収支	託送収支計算書の託 送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の計算誤り、営業外収益の配賦係数 誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 1. (2)、 3. (2)、(3)
276	託送収支	託送収支計算書の託 送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦係 数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2. (2)、 3. (5)
277	託送収支	託送資産明細書の算 定方法	託送資産明細書の「建設仮勘定」、「運転資本」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第2 1.
278	託送収支	託送収支計算書の託 送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の計算誤り、営業外収益の配賦係数 誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 1. (2)、 3. (1)、(2)、(3)
279	託送収支	託送収支計算書の託 送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦係 数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2. (2)、 3. (5)、(7)
280	託送収支	託送収支計算書の託 送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の計算誤り、営業外収益の配賦係数 誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 1. (2)、 3. (1)、(2)、(3)
281	託送収支	託送収支計算書の託 送費用算定方法	託送収支計算書上の供給販売費、一般管理費の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)

			検出事項の概要	要	
No.	監査項目	件名	発見された事実	指導内容	根拠規定(注)
282	託送収支	託送資産明細書の算 定方法	託送資産明細書の「運転資本」の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
283	託送収支	託送収支計算書の託 送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の計算誤り、営業外収益の配賦係数 誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 1. (2)、 3. (2)、(3)
284		託送収支計算書の託 送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
285	託送収支	託送資産明細書の算 定方法	託送資産明細書の「設備勘定(有形)」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第2 1.
286	託送収支	託送収支計算書の託 送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の算定誤り、営業外収益の配賦係数 誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 1. (2)、 3. (1)、(2)、(3)
287		託送収支計算書の託 送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費の配賦係数誤り、計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
288	託送収支		託送資産明細書の「建設仮勘定」、「設備勘定(有形)」、「無形固定資産」、「長期前払費用」の機能別配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
289			託送収支計算書の自社託送収益の算定誤り、営業外収益の配賦係数 誤り		ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 1. (2)、 3. (2)、(3)
290	託送収支	託送収支計算書の託 送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦係 数誤り、計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2. (2)、 3. (6)、(7)
291		託送収支計算書の託 送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の算定誤り、営業外収益の配賦係数 誤り		ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 1. (2)、 3. (2)、(3)
292	託送収支	託送収支計算書の託 送費用算定方法	託送収支計算書の一般管理費及び営業外費用の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を 整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2. (2)、 3. (6)、(7)
293	託送収支	託送資産明細書の算 定方法	託送資産明細書の「建設仮勘定」、「設備勘定(有形)」、「無形固定資産」、「長期前払費用」の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第2 1.
294	託送収支	託送収支計算書の託 送収益算定方法	託送収支計算書の営業外収益の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 3. (2)、 (3)
295		託送収支計算書の託 送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の算定誤り、営業外収益の配賦係数 誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 1. (2)、 3. (2)、(3)
296			託送収支計算書の供給販売費、一般管理費及び営業外費用の配賦係 数誤り、計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 2. (2)、 3. (6)、(7)
297		託送収支計算書の託 送収益算定方法	託送収支計算書の自社託送収益の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第1 1. (2)
298	託送収支	託送収支計算書の託 送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費の配賦係数誤り、計算誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
299	託送収支	託送資産明細書の算 定方法	託送資産明細書の「建設仮勘定」、「設備勘定(有形)」の機能別 配賦誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第2 1.
300	託送収支	託送資産明細書の算 定方法	託送資産明細書の「運転資本」の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送資産を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則別表第2 1.

			検出事項の概要	要	
No.	監査項目	件名	発見された事実	指導内容	根拠規定(注)
301	託送収支	託送収支計算書の託 送費用算定方法	託送収支計算書の供給販売費、一般管理費の配賦係数誤り	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
302	託送収支	託送資産明細書の算 定誤り	託送資産明細書(運転資本を除く)の算定方法については、期首期 末平均又は期央残高の額によらなければならないが、期末残高で算 定していた。	託送資産明細書(運転資本を除く)は、期首期末平均 又は期央残高のいずれかで算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
303	託送収支	本支管投資額実績表 の算定誤り	会計年度が1~12月の事業者の本支管投資額実績表の直近実績は、平成24年度から28年度の5年間であるが、平成25年度から29年度の額を記載していた。	本支管投資額実績表の直近実績は、平成24年度から 平成28年度の5年間とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規 則 別表第2
304	託送収支	超過利潤累積額管理 表の算定誤り	本支管投資額実績表の直近実績の期間誤りと同様に、超過利潤累積額管理表の一定水準額を平成25年度から29年度の平均額を記載していた。	超過利潤累積額管理表の一定水準額は、平成24年度 から平成28年度の5年平均額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 2. (3)
305	託送収支	託送資産明細書の脚 注の記載漏れ	託送資産明細書(運転資本を除く)の算定方法(期首期末平均又は期央残高の額のいずれか)の脚注の記載が漏れていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適切に託送 資産明細書(運転資本を除く)の算定方法の脚注の記 載を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 様式第2 (注)2
306	託送収支		超過利潤累積額管理表の一定水準額の適用(託送資産明細書の本支管投資額実績表中「直近実績」の5年平均額又は期首期末平均額若しくは期央残高に事業報酬率を乗じて得た額のいずれか)の脚注の記載が漏れていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適切に超過 利潤累積額管理表の一定水準額の適用の脚注の記載を 行うべきである。	
307	財務諸表	ガス事業に供しない 資産の整理誤り	旧簡易ガス用の用地で、現在不使用の空き地と、取得目的不明で、 現在商業施設の用地として貸出している資産を供給設備として計上 されている。	ガス事業で使用見込みが無い資産は、ガス事業以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び 別表第1
308	財務諸表	業務設備と整理すべ き資産の計上区分誤 り	需要開発目的で設置されているGHPを供給設備として計上されている。		ガス事業会計規則第2条及び 別表第1
309	財務諸表	消失した資産の廃棄 手続き漏れ	相当期間経過した消失資産を供給設備として計上している。	消失した資産は、速やかに除却するべきである。	ガス事業会計規則第6条
310	財務諸表	供給設備の耐用年数誤り	平成28年度以降、取得したPE管の耐用年数を22年で誤って整理していたため、減価償却費が過小となっていた。	法人税法の定める方法により、適切に整理するべきで ある。	ガス事業会計規則取扱要領第39
311	財務諸表	業務設備と整理すべ き資産の計上区分誤 り	社宅として貸与する土地を供給設備として計上されている。	供給に直設要する設備と見なされない事から、業務設 備の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び 別表第1
312	財務諸表	業務設備と整理すべ き資産の計上区分誤 り	集合住宅等を所有するオーナー向けに貸与する器具備品(消費機器)を供給設備と計上している。	需要家側に設置された設備は、供給設備以外の資産勘 定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び 別表第1
313	財務諸表	ガス事業に供しない 資産の整理誤り及び 供給設備と整理すべ き資産の計上区分誤 り	地区整圧器に供する土地及び、現在商業施設の用地として貸出して いる土地を業務設備として計上されている。		ガス事業会計規則第2条及び 別表第1
314	財務諸表		現在、他の事業者へ貸与するオートスタンド用の用地であるが、業 務設備として計上されている。		ガス事業会計規則第2条及び 別表第1
315	財務諸表		一般管理費の租税課金へ計上された内容が、固定資産税と印紙税の みで計上され、事業税(収入金額を課税標準とするものに限る。) は法人税等へまとめて誤って計上されている。		ガス事業会計規則第2条及び 別表第1
316	財務諸表	業務設備と整理すべ き資産の計上区分誤 り	需要開発目的で取得した着ぐるみを供給設備として計上されてい る。	需要開発目的で取得した資産は、業務設備の資産勘定 へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び 別表第1
317	財務諸表	ガス事業に供しない 資産の整理誤り	関係会社へ賃借する土地を業務設備として計上されている。	関係会社へ貸出している土地は、ガス事業以外の資産 勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び 別表第1
318	財務諸表	製造設備と整理すべき資産の計上区分誤り	製造設備に属する球形ガスホルダー等を供給設備として計上されている。	製造設備に属する資産等は、供給設備以外の資産勘定 へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び 別表第1
319	財務諸表	供給設備と整理すべ き資産の計上区分誤 り	地区整圧器に供する土地を製造設備として計上されている。	地区整圧器に供する土地は、供給設備へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び 別表第1

			十成りの十度がハず米血直柏木(本)検出事項の概要		
No.	監査項目	件名	発見された事実	指導内容	根拠規定(注)
320	財務諸表	工事契約書面の作成 漏れ	有形固定資産は適正な費用の額を計上すべきところ、低圧管を新設する工事及び供給管取付工事において、見積書徴収後、発注書及び注文請書の作成が漏れていた。	発注書面作成漏れにより適正性に欠けるため、改善すべきである。	ガス事業会計規則第3条
321	財務諸表	一般管理費への租税 課金(事業税)の計 上漏れ	一般管理費の租税課金へ計上された内容が、固定資産税と印紙税の みで計上され、事業税(収入金額を課税標準とするものに限る。) は供給販売費へまとめて誤って計上されている。	事業税(収入金額を課税標準とするものに限る。) は、一般管理費の租税課金へ計上するべきである。	ガス事業会計規則第2条及び 別表第1
322	財務諸表	製造設備と整理すべ き資産の計上区分誤 り	製造設備に属するガスメーター等を供給設備として計上されてい る。	製造設備に属する資産は、供給設備以外の資産勘定へ 振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び 別表第1
323	財務諸表	業務設備と整理すべ き資産の計上区分誤 り	集合住宅等を所有するオーナー向けに貸与する器具備品 (消費機器)を供給設備と計上している。	需要家側に設置された設備は、供給設備以外の資産勘 定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び 別表第1
324	財務諸表		一般管理費の租税課金へ計上された内容が、固定資産税と印紙税の みで計上され、事業税(収入金額を課税標準とするものに限る。) は供給販売費へまとめて誤って計上されている。	事業税(収入金額を課税標準とするものに限る。) は、一般管理費の租税課金へ計上するべきである。	ガス事業会計規則第2条及び 別表第1
325	財務諸表	供給販売費へ計上す べき費用の計上区分 誤り	ガスの供給販売に直接に要した費用と見込まれる「委託検針集金 費」を一般管理費へ誤って計上されている。	「委託検針集金費」は、供給販売費の委託作業費へ計 上するべきである。	ガス事業会計規則第2条及び 別表第1
326	財務諸表	製造設備と整理すべ き資産の計上区分誤 り	ガスの製造に直接又は間接に要した費用と見込まれる「ガス採取場 から製造工場までの導管の道路占用料」を供給販売費へ誤って計上 している。	ガス採取場から製造工場までの導管の道路占用料は、 製造費の賃借料へ計上するべきである。	ガス事業会計規則第2条及び 別表第1
327	財務諸表	ガス事業に供しない 資産の整理誤り	旧製造工場に係る有形固定資産や使用見込みが無い地区整圧設備に 係る有形固定資産を、それぞれ製造設備及び供給設備として計上し ている。	ガス事業で使用見込みが無い資産は、ガス事業以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び 別表第1
328	財務諸表	業務設備と整理すべ き資産の計上区分誤 り	需要家の敷地内に設置するロードヒーティング設備を供給設備として計上されている。	需要家側に設置された設備は、供給設備以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び 別表第1
329	財務諸表	ガス事業に供しない 資産の整理誤り	使用見込みが無い有水式ガスホルダーを天然ガス採取設備として計上している。	ガス事業で使用見込みが無い資産は、ガス事業以外の資産勘定へ振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第2条及び 別表第1
330	財務諸表	附帯事業の会計整理誤り	営利目的で反復継続して行っているガス事業以外の事業に係る収益 及び費用を、営業外収益及び営業外費用として整理していた。	営利目的で反復継続して行っているガス事業以外の事業は附帯事業として、その内容を明示する科目を設けて整理すべきである。	ガス事業会計規則第13条
331	財務諸表	建設仮勘定の振り替え時期誤り	有形固定資産(導管等)に係る建設仮勘定が、建設工事完了時期や 使用時期に関わらず、年度末に、該当する有形固定資産勘定に振り 替えられていた。	建設仮勘定は、建設工事完了前に使用を開始したとき 又は建設工事が完了したときに、遅滞なく精算又は概 算し、該当する有形固定資産勘定に振り替えるべきで ある。	ガス事業会計規則第5条第1 項
332	財務諸表	営業雑収益及び営業 雑費用の整理誤り	ガスを使用する場合に用いられる設備に係る工事について、収益及び費用を受注工事勘定として整理していた。	ガスを使用する場合に用いられる設備に係る工事の収益及び費用はそれぞれ、営業雑収益の「その他営業雑収益」、営業雑費用の「その他営業雑費用」として整理すべきである。	ガス事業会計規則第2条第1 項 別表第1
333	財務諸表	建設仮勘定の振り替え時期誤り	有形固定資産(導管等)に係る建設仮勘定が、建設工事完了時期や 使用時期に関わらず、年度末に、該当する有形固定資産勘定に振り 替えられていた。	建設仮勘定は、建設工事完了前に使用を開始したとき 又は建設工事が完了したときに、遅滞なく精算又は概算し、該当する有形固定資産勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第5条第1 項
334	財務諸表	固定資産の整理誤り	貸借対照表において、有形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の額に一部誤りがあった。また、固定資産明細表においても有形固定資産及び長期前払費用の額に一部誤りがあった。	財務計算に関する諸表は、決算確定値をもとに正確に 作成すべきである。	ガス事業会計規則 第2条
335	財務諸表	営業費及び営業外費 用の整理誤り	営業費明細表において、一部の費用がガス事業会計規則にない科目「経費分担金」として整理されていた。また、営業外費用の内訳がガス事業会計規則に定められた科目に整理されず、一括して「営業外費用」として整理されていた。	勘定科目の分類は、ガス事業会計規則に基づき整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条
336	部門別収支	固定資産配賦係数及 び減価償却費の算定 誤り	固定資産帳簿価額比等の資産配賦係数について、上期末帳簿価額 (期央帳簿価額)に基づき算定しているところ、卸供給設備のうち、当年度の2月、3月(平成30年2月、3月)に取得した設備につき、本来であれば上期末帳簿価額等に影響は与えないものの、集計シートの入力誤りにより、当年度上期に取得されたものとして上期末帳簿価額に影響を与えるとともに、減価償却費についても上期に取得されたものとして算定されていた。	単純な計算誤りであることから、部門別収支計算書策定にあたって修正すべきである。	-
337	部門別収支	供給販売費の算定誤 り	供給販売費を機能別に配賦する際に用いる人員比を、誤った人員数 (総務部の人員を重複計上)で算定していた。	供給販売費を機能別に配賦する際の配賦係数は、正し く集計すべきである。	みなしガス小売事業者部門別 収支計算規則 別表第1 2. (1)②
338	部門別収支	旧一般ガスみなしガ ス小売事業者に係る 部門別収支計算書の 収支配賦方法	製造費及び供給販売費の配賦誤り	みなしガス小売り事業者部門別収支計算規則に基づ き、収益及び費用を整理すべきである。	みなしガス小売り事業者部門 別収支計算規則別表第1 2. (1)
(注) >	《を付した箇所	は、改正前のガス事	- 業託送供給収支計算規則(平成16年経済産業省令第102号)に基づく』	当該規定を含む。	